

令和5年度いばらきグローバルビジネス推進事業（米国：高級レストランフェア等）
業務委託仕様書

1 目的

本県の農産物輸出を牽引する品目となりうる常陸牛やメロン等のさらなる輸出拡大を図るため、新たな販路開拓が期待される米国の高級レストランにおいて、県産食材を使用したフェア等を開催し、商流構築に向けた取組を実施する。また、米国の飲食業界における県産食材の認知度向上に資する取組を実施し、ブランド力向上を図るものとする。

2 委託業務名

令和5年度いばらきグローバルビジネス支援事業（米国：高級レストランフェア等）
委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする

4 委託業務の内容

(1) 対象国・地域

米国本土及びその他県と協議のうえ実施する米国内の地域

(2) 事業項目

ア 商流構築

- ・現地高級レストラン等でのフェア開催
- ・現地向けメニューの提案及びバイヤーとの商談
- ・フェア等に必要な物品等の準備
- ・実施に係る連絡調整

イ 認知拡大

- ・将来的に食材を利用する事業者を育成する機関などへの県産食品の提案
- ・実施に係る連絡調整

ウ その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

(3) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、小売店等から得た販売実績のデータを含む。）を2部提出すること。

ア 提出期限

委託業務終了後60日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

- ・対象国・地域への令和5年度の具体的な輸出手段（直接輸出又は間接輸出等）を有していること。
- ・ミシュランガイド等に掲載されているレストラン等と直接コンタクトが可能であること。

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

産地の出荷状況等により当初計画した数量の輸出が困難となった場合等における事業費の余剰分については、県と協議の上、他の品目で実施する等、可能な限り県産品の商流構築・輸出拡大に取り組むものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。